

公布された条例のあらまし

◇静岡県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

極めて深刻な児童虐待の情勢に対処するため、令和4年10月1日から令和8年3月31日までの間、警察官の定数に係る特例措置として、次のとおり警察官の員数を加えることとしました。（附則第3項関係）

区 分	改正前	改正後	増加数
巡査	1,939人	1,944人	5人

2 施行期日

この条例は、令和4年10月1日から施行することとしました。

◇静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、必要な改正を行いました。（第2条、第2条の3～第3条の2関係）

2 施行期日

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇静岡県中小企業緊急金融支援基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

国の交付金を原資とした基金を活用して行う事業の実施期限を延長することとしたことに伴い、条例の有効期限を令和10年3月31日に改めました。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、県税の特例を適用する期限等を延長しました。（第2条～第4条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

(1) 地方税法の改正に伴い、不動産を取得した者が所定の期間内に当該不動産に係る登記の申請をした場合は、原則として不動産取得税の賦課徴収に関する申告を不要とするほか、必要な改正を行いました。

(第23条、第23条の3、第25条関係)

(2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、県が新たに行う事務について手数料を徴収することとするとともに、受益者負担の適正化を図るため、長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料等の額の改定を行いました。(別表関係)

(2) 教育職員免許法等の改正に伴い、教育職員普通免許状又は教育職員特別免許状の有効期間の更新申請手数料等を廃止しました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、1の(2)については公布の日から、(1)については令和4年10月1日から施行することとしました。

◇静岡県議会議員及び静岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

公職選挙法施行令の改正に伴い、静岡県議会議員及び静岡県知事選挙の選挙運動における公費負担の限度額を引き上げることとしました。

2 内容

(1) 選挙運動用自動車の使用における公費負担の限度額を引き上げました。(第4条関係)

(2) 選挙運動用ビラの作成における公費負担の限度額を引き上げました。(第9条関係)

(3) 選挙運動用ポスターの作成における公費負担の限度額を引き上げました。(第13条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

(1) 静岡県立自然公園条例の改正に伴い、新たに市町が処理することとなる事務を追加するほか、必要な改正を行いました。(別表第1関係)

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、新たに市町が処理することとなる事務の追加をする改正を行いました。(別表第1関係)

2 施行期日

この条例は、1の(1)については令和4年8月1日から、(2)については同年10月1日から施行することとしました。

◇静岡県立自然公園条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

自然公園法の改正の趣旨を踏まえ、県立自然公園における利用拠点整備改善計画等に関する規定を定めるほか、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 公園計画に定める事項について定めました。(第7条関係)
- (2) 協議会による公園計画又は公園事業の変更等の提案について定めました。(第8条の2、第9条の2関係)
- (3) 利用拠点整備改善計画の認定の手續等について定めました。(第15条の2～第15条の6関係)
- (4) 特別地域等において知事の許可等を不要とする行為等に、認定利用拠点整備改善事業等として行う行為等を追加しました。(第19条、第20条、第29条関係)
- (5) 特別地域等において規制される行為に野生動物への餌付け等を追加するとともに、違反者に対する罰則を設けました。(第34条、第56条関係)
- (6) 自然体験活動促進計画の認定の手續等について定めました。(第38条の2～第38条の6関係)
- (7) 特別地域における禁止行為に違反した者に対する罰則を改めました。(第52条関係)
- (8) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、令和4年8月1日から施行することとしました。

◇静岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

各選挙区において選挙すべき議員の数を令和2年国勢調査における人口に基づくものとするとともに、各選挙区間の議員1人当たり人口の較差を縮小するため、必要な改正を行いました。

2 改正の内容

静岡県議会議員の選挙区及び各選挙区の選挙すべき議員の数を改めました。(第2条関係)

3 施行期日

この条例は、次の一般選挙から施行することとしました。